

第2節 平和安全法制施行後の自衛隊の行動などに関する枠組み

本節では、平和安全法制の整備によって新たに可能となった事項を含め、各種事態などにおける政府としての対応に関する枠組みや主な自衛隊の

行動などの全体像について概説する¹。

Q 参照 資料17 (自衛隊の主な行動)
資料18 (自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関する規定)

1 ■ 武力攻撃事態等及び存立危機事態における対応

事態対処法²は、**武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態** (「武力攻撃事態等」) 並びに存立危機事態への対処に関する基本理念、基本的な方針 (対処基本方針) として定めるべき事項、国・地方公共団体の責務などについて規定している。

同法は、これまで武力攻撃事態等への対処について定めたものであったが、わが国を取り巻く安全保障環境の変化に伴い、他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様などによってはわが国の存立を脅かすことも起こり得ることから、先般の法改正により、わが国が対処すべき事態として新たに「**存立危機事態**」を追加した。これに伴い、当該事態への対処をわが国の防衛のためのやむを得ない自衛の措置として自衛隊の主たる任務に位置付けるなどの自衛隊法の改正も行った。

1 武力攻撃事態等及び存立危機事態

(1) 対処基本方針など

政府は、武力攻撃事態等又は存立危機事態に至ったときは、次の事項を定めた対処基本方針を閣議決定し、国会の承認を求める。また、対処基本方針が定められたときは、臨時に内閣に事態対策本部を設置して、対処措置の実施を推進する。

ア 対処すべき事態に関する次に掲げる事項

- ① 事態の経緯、武力攻撃事態等又は存立危機事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実
- ② 事態が武力攻撃事態又は存立危機事態であると認定する場合には、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するため、武力の行使が必要であると認められる理由

イ 当該武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する全般的な方針

ウ 対処措置に関する重要事項

Q 参照 図表Ⅱ-3-2-1 (武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処のための手続)

KEY WORD

武力攻撃事態 及び 武力攻撃予測事態 とは

- ・「武力攻撃事態」とは
わが国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は当該武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
- ・「武力攻撃予測事態」とは
武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
(両者を合わせて「武力攻撃事態等」と呼称)

KEY WORD

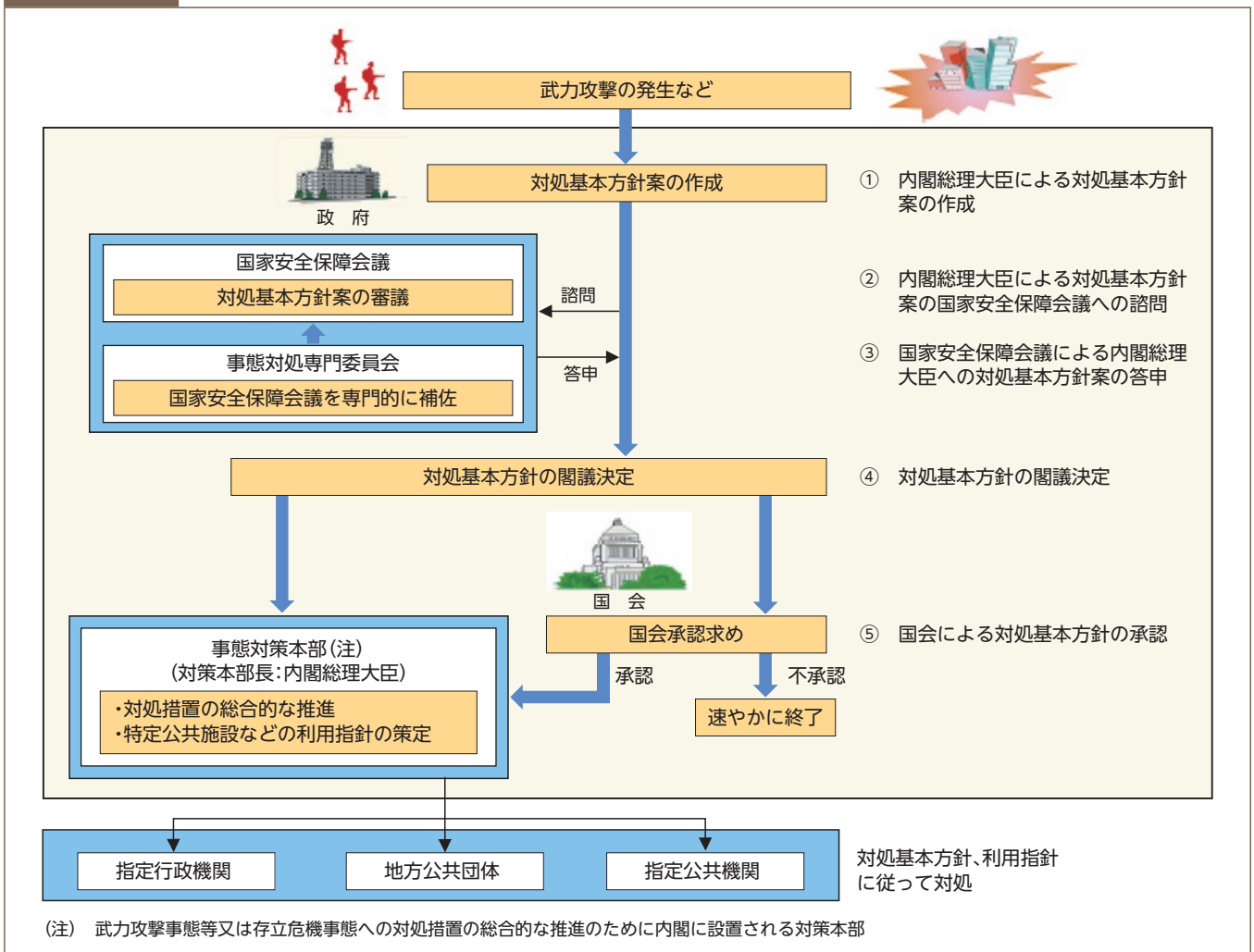
存立危機事態 とは

わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態

¹ 武器の使用に際して人への危害が許容される要件については、本節にて解説されているもののほか、資料18を参照

² 存立危機事態の追加に伴い、法律の名称を「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」から「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改正

図表Ⅱ-3-2-1 武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処のための手続



(2) 国会承認

武力攻撃事態又は存立危機事態に際して、その対処のために自衛隊に防衛出動を命ずる場合には、原則として事前の国会承認が必要となる。

(3) 対処措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関は、武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に当たり、法律の規定に基づき所要の措置を行う。措置の内容については、参照のとおりである。

Q参照 図表Ⅱ-3-2-2 (指定行政機関などが実施する措置)

(4) 国、地方公共団体などの責務

事態対処法に定める国、地方公共団体などの責務は、参照のとおりである。

Q参照 図表Ⅱ-3-2-3 (国、地方公共団体などの責務)

(5) 内閣総理大臣の対処措置における権限

対処基本方針が定められたときは、内閣に、内閣総理大臣を事態対策本部長、国务大臣を事態対策副本部長及び事態対策本部員とする事態対策本部が設置される。

内閣総理大臣は、国民の生命、身体若しくは財産の保護、又は武力攻撃の排除に支障があり、特に必要があると認める場合であって、総合調整に基づく所要の対処措置が行われないときは、関係する地方公共団体の長などに対し、その対処措置を行うべきことを指示することができる。

また、内閣総理大臣は、指示に基づく所要の対処措置が行われないときや、国民の生命、身体、財産の保護や武力攻撃の排除に支障があり、事態に照らし緊急を要する場合は、関係する地方公共団体の長などに通知したうえで、自ら又はその対処措置にかかわる事務を所掌する大臣を指揮し、その地方公共団体又は指定公共機関が行うべき対

図表Ⅱ-3-2-2 指定行政機関などが実施する措置

武力攻撃事態を終結させるためにその推移に応じて実施する措置

- ① 武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊などの展開その他の行動
- ② ①に掲げる自衛隊の行動、米軍が実施する日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な行動及びその他の外国の軍隊が実施する自衛隊と協力して武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、外交上の措置その他の措置

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置

- ① 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置
- ② 生活関連物資などの価格安定、配分その他の措置

存立危機事態を終結させるためにその推移に応じて実施する措置

- ① 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃であって、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるもの(存立危機武力攻撃)を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊などの展開その他の行動
- ② ①に掲げる自衛隊の行動及び外国の軍隊が実施する自衛隊と協力して存立危機武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、外交上の措置その他の措置

存立危機武力攻撃による深刻かつ重大な影響から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は存立危機武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるために存立危機事態の推移に応じて実施する措置

- ・公共的な施設の保安の確保、生活関連物資などの安定供給その他の措置

図表Ⅱ-3-2-3 国、地方公共団体などの責務

主体	責務
国	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有する。 ・組織及び機能の全てをあげて、武力攻撃事態等及び存立危機事態に対処する。 ・国全体として万全の措置が講じられるようにする。
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有する。 ・国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を行う。
指定公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、その業務について必要な措置を行う。
国民	<ul style="list-style-type: none"> ・指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が武力攻撃事態等において対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努める。

処措置を行い、又は行わせることができる。

(6) 国連安全保障理事会への報告

政府は、国連憲章第51条などに従って、武力攻撃の排除に当たりわが国が講じた措置について、直ちに国連安保理に報告する。

(7) 関連法制の改正

ア 米軍等行動関連措置法³

改正前の米軍行動関連措置法は、武力攻撃事態等において、日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な米軍の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置などについて規定していた。先般の法改正では、武力攻撃事態等に対処する米軍に加えて、当該事態における米軍以外の外国軍隊や、存立危機事態における米軍その他の外国軍隊に対する支援活動を追加した。

イ 海上輸送規制法⁴

海上輸送規制法は、武力攻撃事態に際して、わが国に対して武力攻撃を行っている外国の軍隊等へ向けた武器、弾薬、兵員などの海上輸送を規制するため、海自が実施する停船検査、回航措置の手續などについて規定していた。先般の法改正では、存立危機事態においても海上輸送規制を可能とする規定を追加するとともに、海上輸送規制の実施海域については、わが国領海又はわが国周辺の公海とされていたものをわが国領海、外国の領海(当該外国の同意がある場合に限る。)又は公海とした。

3 存立危機事態の追加に伴い、法律の名称を「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」から「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改正

4 存立危機事態の追加に伴い、法律の名称を「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」から「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改正

ウ 捕虜取扱い法⁵

捕虜取扱い法は、捕虜等の取扱いにかかる国際人道法的確な実施を確保するため、武力攻撃事態における捕虜等の拘束、抑留その他の取扱いに必要な事項を定めていたが、先般の法改正では、存立危機事態も同法の適用対象に追加した。

エ 特定公共施設利用法⁶

特定公共施設利用法は、自衛隊の行動や米軍の行動、国民の保護のための措置などを的確かつ迅速に行うため、武力攻撃事態等における特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波）の利用に関し、その総合的な調整が図られるための措置などについて規定している。先般の法改正では、武力攻撃事態等における米軍以外の外国軍隊の行動についても特定公共施設等の利用調整の対象に追加した。

2 武力攻撃事態等及び存立危機事態以外の緊急事態

事態対処法において、政府は、わが国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等及び存立危機事態以外の緊急事態⁷においても、的確かつ迅速に対処する旨規定している。

3 自衛隊による対処

(1) 自衛隊の任務としての位置付け

これまで自衛隊の主たる任務は、「直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛すること」であったが、他国に対する武力攻撃の発生を契機とする存立危機事態における自衛隊の行動についても、

わが国の防衛を目的とするものであることから、先般の法改正において、存立危機事態への対処を自衛隊の主たる任務として位置付けることとした。

(2) 防衛出動

これまで防衛出動の対象となる事態は武力攻撃事態であったが、先般の法改正により、存立危機事態を防衛出動の対象となる事態として追加した。これにより、内閣総理大臣は、武力攻撃事態及び存立危機事態に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部に出動を命ずることができることとなった。防衛出動の下令に際しては、これまでと同様、原則として国会の事前承認を得なければならない。防衛出動を命じられた自衛隊は、「新三要件」を満たす場合に限り武力の行使⁸ができる。

(3) その他

防衛出動の際の自衛隊の行動に必要な各種の権限や特例措置などを定める規定のうち、専らわが国に対する直接攻撃や物理的被害を念頭に置いたものは、存立危機事態では適用しない⁹こととした。

4 国民保護

(1) 国民保護法の概要及び国民保護等派遣

国民保護法¹⁰には、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活などに及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体などの責務、避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置を規定している。

5 存立危機事態の追加に伴い、法律の名称を「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」から「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改正

6 正式な法律の名称は、「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」

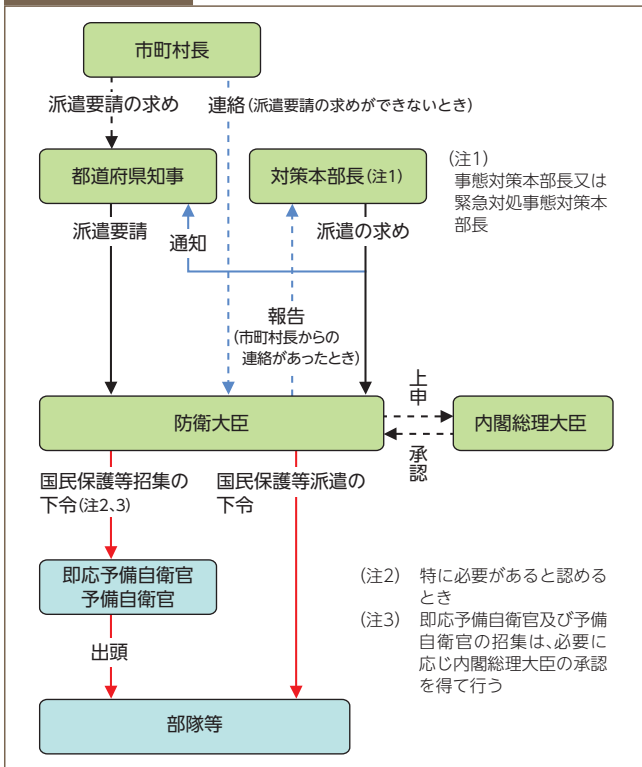
7 緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの）を含む、武力攻撃事態等及び存立危機事態以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす事態

8 一般に、憲法第9条第1項の「武力の行使」とは、基本的には、わが国の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為を指す。これに対し、自衛隊法などにおける「武器の使用」とは、直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械などをその物の本来の用法に従って用いることを指す。憲法第9条第1項の「武力の行使」は、「武器の使用」を含む実力の行使にかかる概念であるが、「武器の使用」が全て憲法第9条の禁ずる「武力の行使」に当たるとはいえない。なお、憲法上「武力の行使」が許容されるのは、新三要件（1章2節参照）が満たされる場合においてのみである。

9 存立危機事態で適用するものの一例は、特別の部隊の編成や予備自衛官・即応予備自衛官の防衛招集などである。適用しないものの一例、すなわち武力攻撃事態等においてのみ適用されるものの一例は、防衛施設構築の措置や公共の秩序維持のための権限、緊急通行、物資の収用、業務従事命令などである。

10 正式な法律の名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」

図表Ⅱ-3-2-4 国民保護等派遣のしくみ



防衛大臣は、都道府県知事からの要請を受け、事態やむを得ないと認める場合、又は事態対策本

部長¹¹から求めがある場合は、内閣総理大臣の承認を得て、部隊などに国民保護等派遣を命令し、国民保護措置又は緊急対処保護措置（住民の避難支援、避難住民などの救援、応急の復旧など）を実施させることができる。

Q 参照 図表Ⅱ-3-2-4（国民保護等派遣のしくみ）、Ⅲ部1章2節11項（国民保護に関する取組）

(2) 存立危機事態と国民保護措置の関係

国民保護法は、わが国への直接攻撃や物理的な被害から、いかにして国民やその生活を守るかという視点に立って、そのために必要となる警報の発令、住民の避難や救援などの措置を定めるものである。存立危機事態であって警報の発令、住民の避難や救援が必要な状況とは、まさにわが国に対する武力攻撃が予測又は切迫している事態と評価される状況にほかならず、この場合は、併せて武力攻撃事態等と認定して、国民保護法に基づく措置を実施することとなる¹²。

¹¹ 対策本部長は内閣総理大臣を充てることとされているが、両者は別人格として規定されている。

¹² 存立危機事態であって、武力攻撃事態等には該当しない場合においては、国民保護法は適用されないが、生活関連物資の安定的な供給など、現行の様々な法令に基づき、国民生活の安定などのための措置を実施し、国民生活の保護に万全の対応をとることとなる。

2 ■ 重要影響事態への対応

これまでの周辺事態安全確保法においては、わが国周辺の地域におけるわが国の平和と安全に重要な影響を与える事態（「周辺事態」）に際し、わが国が行う対応措置として、後方地域支援¹³、後方地域搜索救助活動¹⁴、船舶検査活動（船舶検査活動法に規定するもの）などを定めていた。

先般の法改正では、わが国を取り巻く安全保障環境の変化に伴い、これまでの、「我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」について、「我が国周辺の地域における」という部分を削除し、事態の名称を「周辺事態」から「重要影響事態」に改める¹⁵とともに、重要影響事態における支援対象や対応措置を次のとおり拡大した。

1 支援対象

支援対象となる重要影響事態に対処する軍隊等に、これまでの「日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行う米軍」に加え、「国連憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊」及び「その他これに類する組織」を追加した。

2 重要影響事態への対応措置

重要影響事態への対応措置を、①後方支援活動、②搜索救助活動、③船舶検査活動、④その他の重要影響事態に対応するための必要な措置とし

KEY WORD

重要影響事態とは

そのまま放置すればわが国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等わが国の平和及び安全に重要な影響を与える事態

つつ、①の後方支援活動において自衛隊が提供する物品・役務の種類に、これまでの「補給、輸送、修理・整備、医療、通信、空港・港湾業務、基地業務」に加え、「宿泊、保管、施設の利用、訓練業務」を追加した。また、これまでと同様、武器の提供は行わないものの、「弾薬の提供」と「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備」を新たに実施できることとした。

外国領域での対応措置については、当該外国などの同意がある場合に限り、新たに実施できることとした。

3 武力行使との一体化に対する回避措置など

他国の武力の行使との一体化を回避するとともに、自衛隊員の安全を確保するため、次の措置を規定した。

- 「現に戦闘行為が行われている現場」では活動を実施しない。ただし、搜索救助活動については、遭難者が既に発見され、救助を開始しているときは、部隊等の安全が確保される限り当該遭難者にかかる搜索救助活動を継続できる。
- 自衛隊の部隊等の長などは、活動の実施場所又はその近傍において戦闘行為が行われるに至った場合、又はそれが予測される場合には活動の一時休止などを行う。
- 防衛大臣は実施区域を指定し、その区域の全部又は一部において、活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合などには、速やかにその指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

13 周辺事態安全確保法における後方地域支援とは、「周辺事態に際して日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っている米軍に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であって、後方地域において我が国が実施するもの」をいう。

14 周辺事態安全確保法における後方地域搜索救助活動とは、「周辺事態において行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、その搜索又は救助を行う活動（救助した者の輸送を含む。）であって、後方地域において我が国が実施するもの」をいう。

15 「周辺事態」は、事態の性質に着目した概念であって地理的な概念ではないと整理されていたところ、昨今の安全保障環境の変化も踏まえ、わが国の平和と安全に重要な影響を与える事態が生起する地域を地理的に限定するかのような表現を用いることは適当ではないことから改めたもの。これに伴い、法律の名称も「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」から「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」に改正

4 国会承認

これまでと同様、事前の国会承認を原則とし、緊急の必要がある場合は事後承認を可とする。

5 武器使用権限

重要影響事態に際しての後方支援活動としての役務の提供又は搜索救助活動において、自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる（いわゆる「自己保存型の武器使用」）。また、宿営地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置として諸外国の軍隊等の要員と共同して、武器を使用すること

ができる（ただし、いわゆる「自己保存型の武器使用」において、人への危害が許容されるのは、正当防衛・緊急避難に該当する場合のみ）。

6 船舶検査活動¹⁶

(1) 概要

船舶検査活動とは、国連安保理決議に基づいて、又は旗国¹⁷の同意を得て、わが国が参加する貿易その他の経済活動にかかわる規制措置の厳格な実施を確保する目的で、船舶（軍艦などを除く。）の積荷・目的地を検査・確認する活動や必要に応じ船舶の航路・目的港・目的地の変更を要請する活動である。

(2) 武器使用権限

いわゆる「自己保存型の武器使用」が可能である。

3 ■ 公共の秩序の維持や武力攻撃に至らない侵害への対処など

1 治安出動

(1) 命令による治安出動

内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができ、原則として、出動を命じた日から20日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならない。

(2) 要請による治安出動

都道府県知事は、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合には、当該都道府県公安委員会と協議の上、内閣総理大臣に対し、部隊等の出動を要請することができる。内

閣総理大臣は、出動の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等の出動を命ずることができる。

(3) 武器使用権限など

自衛官の職務の執行に際し、警察官職務執行法（「警職法」）が準用され、同法第7条に基づき武器を使用¹⁸することができる。このほか、一定の要件¹⁹を満たす場合には、事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる²⁰。

Q 参照 Ⅲ部1章2節4項（ゲリラや特殊部隊などによる攻撃への対応）

¹⁶ 重要影響事態に際しての船舶検査活動は、「重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（船舶検査活動法）」に基づいて行われる。なお、国際平和共同対処事態における船舶検査活動については、本節5項（国際社会の平和と安定への貢献に関する枠組み）を参照

¹⁷ 海洋法に関する国際連合条約第91条に規定するその旗を掲げる権利を有する国

¹⁸ 警職法第7条（武器の使用）においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。ただし、正当防衛や緊急避難などに該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならないとされている。

¹⁹ ここでいう「一定の要件」とは、職務上警護する人などが暴行・侵害を受け又は受けようとする明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がない場合などを指す。

²⁰ 治安出動においては、海上保安庁法第16条、同法第17条第1項、同法第18条及び同法第20条第2項の規定が準用されている。

解説

治安出動・海上警備行動などの発令手続の迅速化

COLUMN

わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることを考慮すれば、純然たる平時でも有事でもない事態（いわゆるグレーゾーン事態）が生じやすく、これによりさらに重大な事態に至りかねないリスクを有しています。政府として、こうした武力攻撃に至らない侵害に迅速に対処し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するため、特に次の3つの場合について、治安出動や海上警備行動などの発令手続を迅速化するための閣議決定を15（平成27）年5月に行いました。

- わが国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処
- 離島などに対する武装集団による不法上陸などへの対処
- 公海上でわが国の民間船舶に対し侵害行為を行う外国船舶を自衛隊の船舶などが認知した場合における対処

具体的には、治安出動などの発令に関して特に緊急な判断が必要、かつ速やかな臨時閣議の開催が困難なときには、内閣総理大臣の主宰により、電話などにより各国务大臣の了解を得て閣議決定を行うこととされています。

- 以下の3類型について、「大規模テロ等の恐れがある場合の政府の対処について」（平成13年11月2日閣議決定）を参考にしつつ、治安出動・海上警備行動などの発令手続を迅速化するため閣議決定

国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処

- 海上警備行動を発令し、自衛隊の部隊により行うことが基本
- 防衛省、外務省、海上保安庁は、緊密かつ迅速に情報共有、調整、協力
- 海上警備行動発令のため閣議を開催する必要がある

武装集団による不法上陸への対処

- 武装した集団・その蓋然性が極めて高い集団が、離島に不法に上陸するおそれが高い・上陸する場合に、
- 海上警備行動・治安出動等の発令のため閣議を開催する必要がある

公海での民間船舶への侵害行為への対処

- わが国の民間船舶が侵害行為を現に受けており、
- （緊急の）海賊対処行動又は海上警備行動の発令のため閣議を開催する必要がある

特に緊急な判断が必要、かつ速やかな臨時閣議の開催が困難な場合、内閣総理大臣の主宰により、電話などにより閣議決定を可能とする（連絡を取ることができなかった国务大臣には、事後速やかに連絡を行う）

2 海上警備行動

(1) 概要

防衛大臣は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる。

(2) 武器使用権限など

自衛官の職務の執行に際し、警職法第7条の規定が準用され、武器を使用することができる。ま

た、海上保安庁法の一部の規定²¹が準用され、付近にある人及び船舶に対する協力要請や船舶に対する立入検査などの権限を行使することができるほか、一定の要件を満たした場合に船舶を停船させるために武器を使用することができる。

【参考】 Ⅲ部1章2節1項（周辺海空域における安全確保）

3 海賊対処行動

(1) 概要

防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、

21 海上保安庁法第16条、同法第17条第1項、同法第18条及び同法第20条第2項

自衛隊の部隊に海上において海賊行為に対処するため必要な行動を命ずることができる。承認を受けようとするときは、対処要項を作成して内閣総理大臣に提出する。

(2) 武器使用権限

自衛官の職務の執行に際し、警職法第7条に基づき、武器を使用することができるほか、民間船舶に接近するなどの海賊行為を行っている船舶の進行を停止するために他の手段がない場合、その事態に応じ合理的に必要な限度において武器を使用することができる。

Q参照 Ⅲ部2章2節1項(海賊対処への取組)

4 弾道ミサイル等に対する破壊措置

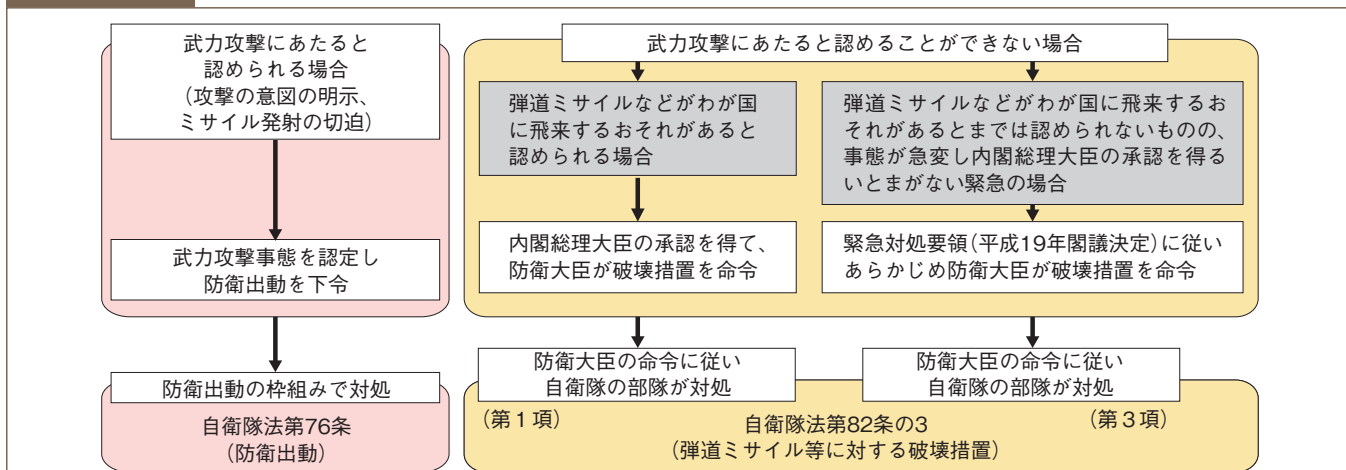
わが国に対する武力攻撃として弾道ミサイルなど²²が飛来する、又は存立危機事態において弾道ミサイルなどが飛来する場合であって、「新三要件」が満たされるときには、自衛隊は、防衛出動により対処することができる。一方、わが国に弾道ミサイルなどが飛来するものの、武力攻撃と認められない場合は、防衛大臣は、次の措置をとることができる。

(1) 防衛大臣は、弾道ミサイルなどがわが国に飛来するおそれがあり、その落下によるわが国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると判断する場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、弾道ミサイルなどがわが国に向けて現に飛来したときには、当該弾道ミサイルなどをわが国領域又は公海上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることができる。

(2) また、前述(1)の場合のほか、発射に関する情報がほとんど得られなかった場合などのように、事態が急変し、防衛大臣が内閣総理大臣の承認を得る時間がない場合も考えられる。防衛大臣は、このような場合に備え、平素から緊急対処要領を作成して内閣総理大臣の承認を受けておくことができ、防衛大臣はこの緊急対処要領に従い、一定の期間を定め、あらかじめ自衛隊の部隊に対し、弾道ミサイルなどがわが国に向けて現に飛来したときには、当該弾道ミサイルなどをわが国領域又は公海上空において破壊する措置をとるべき旨を命令しておくことができる。

Q参照 図表Ⅱ-3-2-5(弾道ミサイルなどへの対処の流れ)、Ⅲ部1章2節3項(弾道ミサイル攻撃などへの対応)

図表Ⅱ-3-2-5 弾道ミサイルなどへの対処の流れ



文民統制の確保の考え方

- 弾道ミサイルなどへの対処にあたっては、飛来のおそれの有無について、具体的な状況や国際情勢などを総合的に分析・評価したうえで、政府としての判断が必要である。また、自衛隊による破壊措置だけではなく、警報や避難などの国民の保護のための措置、外交面での活動、関係部局の情報収集や緊急時に備えた態勢強化など、政府全体での対応が必要である。
- このような事柄の重要性および政府全体としての対応の必要性にかんがみ、内閣総理大臣の承認(閣議決定)と防衛大臣の命令を要件とし、内閣および防衛大臣がその責任を十分果たせるようにしている。さらに、国会報告を法律に規定し、国会の関与についても明確にしている。

22 弾道ミサイルその他その落下により、人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であって、航空機以外のものをいう。

5 領空侵犯に対する措置

防衛大臣は、外国の航空機が国際法規又は航空法その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したときは、自衛隊の部隊に対し、領空侵犯機を着陸させ、又はわが国の領域の上空から退去させるために必要な措置（誘導、無線などによる警告、武器の使用²³など）を講じさせることができる。

Q 参照 Ⅲ部1章2節1項（周辺海空域における安全確保）

6 在外邦人等の保護措置・輸送

これまで、外国における緊急事態に際しての在外邦人等の保護に当たっては、生命又は身体の保護を要する在外邦人等を安全な地域に「輸送」することに限られ、たとえテロリストの襲撃などを受けた場合であっても、武器使用を伴う在外邦人等の救出はできなかった。このようなことを踏まえ、先般の法改正により、生命又は身体に危害が加えられるおそれがある在外邦人等について、輸送だけでなく、警護、救出などの「保護措置」も次の要件のもとで可能とした。

(1) 手続

外務大臣からの依頼を受け、外務大臣と協議し、内閣総理大臣の承認を得て、防衛大臣の命令により実施

(2) 実施要件

次の全てを満たす場合に保護措置を行うことが可能

- ア 保護措置を行う場所において、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たっており、かつ、戦闘行為が行われないと認められること
- イ 自衛隊が当該保護措置（武器の使用を含む。）を行うことについて、当該外国など²⁴の同意が

あること

ウ 予想される危険に対応して当該保護措置をできる限り円滑かつ安全に行うための部隊等と当該外国の権限ある当局との間の連携及び協力が確保されると見込まれること

(3) 武器使用権限

自衛官は、保護措置を行う職務の実施に際し、自己若しくは当該保護措置の対象である邦人等の生命若しくは身体の防護又はその職務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認められる相当の理由がある場合に、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器の使用が可能（いわゆる「任務遂行型の武器使用権限²⁵」を含むもの。ただし、人への危害が許容されるのは、正当防衛・緊急避難に該当する場合のみ）

Q 参照 Ⅲ部1章2節9項（在外邦人等の保護措置及び輸送への対応）

7 米軍等の部隊の武器等の防護

先般の法改正により、自衛隊法に第95条の2の規定を追加し、自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等を防護できることとした。16（平成28）年12月には、本条の基本的な考え方、本条の運用に際しての内閣の関与などについて定める「自衛隊法第95条の2の運用に関する指針」が、国家安全保障会議において決定された。

(1) 対象

米軍その他の外国の軍隊その他これに類する組織の部隊であって、自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事しているものの武器等

²³ 武器の使用について明文の規定はないが、「必要な措置」の中に含まれると解される。

²⁴ 国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従って、当該外国において施政を行う機関がある場合にあっては、当該機関

²⁵ いわゆる「自己保存型の武器使用権限」が、自己等（自己、共に現場に所在する隊員又は自己の管理の下に入った者）を防護するためのみ武器の使用が認められるものをいうのに対し、いわゆる「任務遂行型の武器使用権限」は、そのような自己保存を超えて、例えば他人の生命、身体等を防護するため、又はその任務を妨害する行為を排除するために武器の使用が認められるものをいう。

(2) 手続など

米軍等からの要請があった場合で防衛大臣が必要と認める場合に限り、自衛官が警護を実施

(3) 武器使用権限

自衛官は、前述(1)の武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要と認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる(ただし、人への危害が許容されるのは、正当防衛・緊急避難に該当する場合のみ)。

Q 参照 本章3節3項(米軍等の部隊の武器等防護(自衛隊法第95条の2)の運用開始)

8 米軍に対する物品役務の提供の拡大

先般の法改正により、米軍に対する物品又は役務の提供に関して、対象となる米軍の範囲や物品の範囲を次のとおり拡大した。

(1) 対象となる米軍の範囲

ア 次の行動又は活動を実施する自衛隊の部隊等と共に現場に所在して同種の活動を行う米軍を

対象に追加

- 在日米軍基地などの施設及び区域の警護
- 海賊対処行動
- 弾道ミサイル等を破壊する措置をとるため必要な行動
- 機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理
- 外国における緊急事態に際しての在外邦人等の保護措置
- 外国の軍隊の動向に関する情報その他のわが国の防衛に資する情報の収集のための船舶又は航空機による活動

イ 日米の二国間訓練に参加する米軍に加え、日米を含む3か国以上の多国間訓練に参加する米軍を対象に追加

ウ 自衛隊施設に一時的に滞在する米軍に加え、自衛隊の部隊等が日常的な活動のため米軍施設に一時的に滞在する場合に共に現場に所在する米軍を対象に追加

(2) 提供の対象となる物品の範囲

弾薬を追加(武器は引き続き含まない。)

Q 参照 本章3節4項(新たな日米物品役務相互提供協定(ACSA)などの締結)

4 ■ 災害派遣など

1 災害派遣

災害派遣は、都道府県知事などが、災害に際し、防衛大臣又は防衛大臣の指定する者へ部隊等の派遣を要請し、要請を受けた防衛大臣などが、やむを得ない事態と認める場合に部隊等を派遣することを原則としている²⁶。これは、都道府県知事などが、区域内の災害の状況を全般的に把握し、都道府県などの災害救助能力などを考慮したうえで、自衛隊の派遣の要否などを判断するのが最適との考えによるものである。

2 地震防災派遣及び原子力災害派遣

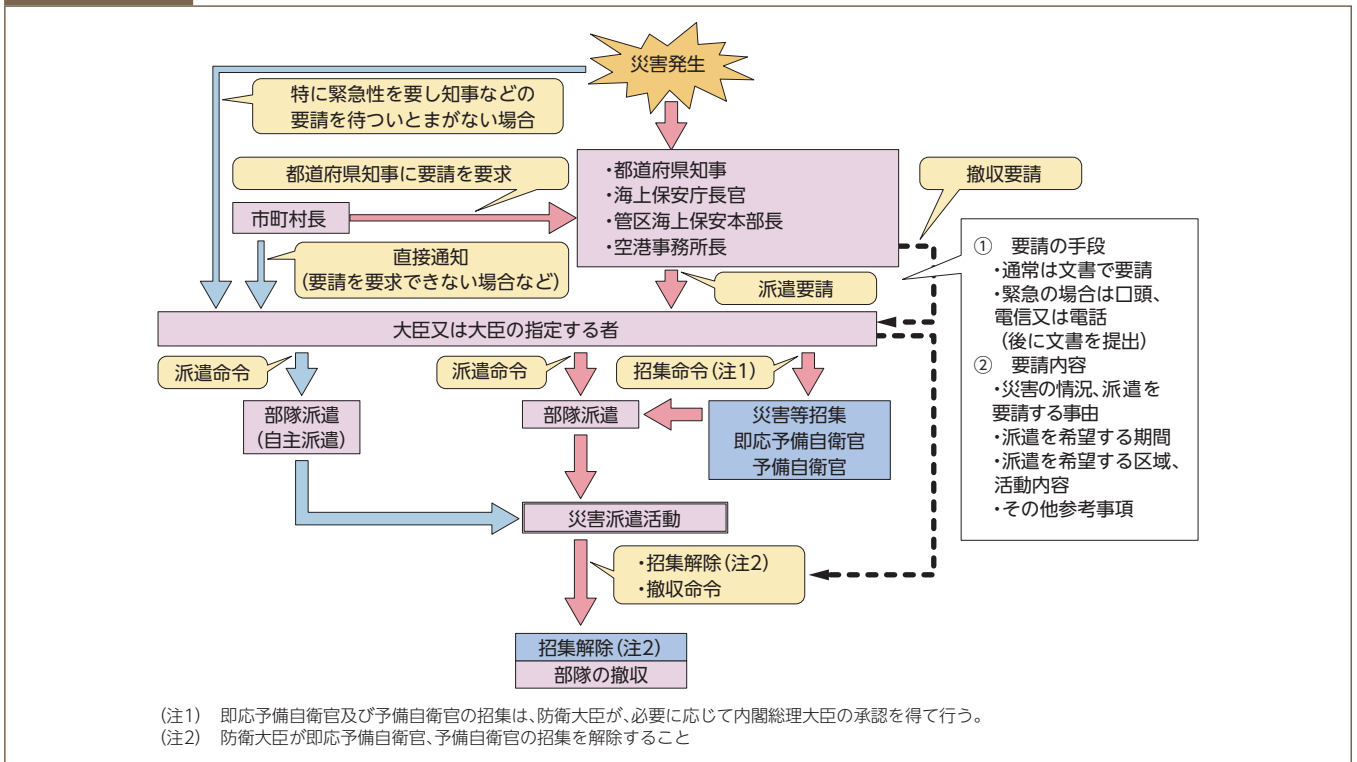
防衛大臣は、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言²⁷又は原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言が出されたときには、地震災害警戒本部長又は原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)の要請に基づき、部隊等の派遣を命ずることができる。

Q 参照 図表Ⅱ-3-2-6(要請から派遣、撤収までの流れ)
Ⅲ部1章2節8項(大規模災害などへの対応)

²⁶ 海上保安庁長官、管区海上保安本部長及び空港事務所長も災害派遣を要請できる。災害派遣、地震防災派遣、原子力災害派遣について、①派遣を命ぜられた自衛官は、自衛隊法第94条(災害派遣時等の権限)に基づき、避難等の措置(警職法第4条)などができる。②災害派遣では予備自衛官及び即応予備自衛官に、地震防災派遣又は原子力災害派遣では即応予備自衛官に招集命令を発することができる。③必要に応じ特別の部隊を臨時に編成することができる。

²⁷ 気象庁長官から、地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を行う緊急の必要があると認めるとき、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を内閣総理大臣が発する。

図表Ⅱ-3-2-6 要請から派遣、撤収までの流れ



5 ■ 国際社会の平和と安定への貢献に関する枠組み

1 国際平和共同対処事態への対応

先般の法整備においては、国際社会の平和及び安全の確保のため、**国際平和共同対処事態**に際し、わが国が国際社会の平和と安全のために活動する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことができるよう、新たに国際平和支援法を制定した。かつて、わが国は旧テロ対策特別措置法・旧補給支援特別措置法²⁸や旧イラク人道復興支援特別措置法²⁹といった特別措置法(特措法)を制定し、インド洋における洋上補給活動等やイラクにおける人道復興支援活動等を行っていた。しかしながら、あらゆる事態への切れ目のない対応を可能にするという観点からは、具体的な必要性が発生してから改めて立法措置を行うよりも、一般法として整備することにより、国際社会の平和と安全のために活動する他国軍隊に対する支援活動をより迅速かつ効果的に行うことが可能となり、国際社会の平和及び安全に主体的かつ積極的

に寄与することができるようになるものと考えている。

(1) 要件

わが国が行う協力支援活動等の対象となる諸外国の軍隊等の活動について、次のいずれかの国連決議(総会又は安全保障理事会)の存在を要件としている。

- ア 支援対象となる外国が国際社会の平和及び安全を脅かす事態に対処するための活動を行うことを決定、要請、勧告、又は認める決議
- イ アのほか、当該事態が平和に対する脅威又は

KEY WORD

国際平和共同対処事態 とは

国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国連憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、わが国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの

28 テロ対策特別措置法の正式な法律の名称は、「平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法」
 補給支援特別措置法の正式な法律の名称は、「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法」
 29 正式な法律の名称は、「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」

平和の破壊であるとの認識を示すとともに、当該事態に関連して国連加盟国の取組を求める決議

(2) 対応措置

国際平和共同対処事態に際し、次の対応措置を実施することができることとしている。

ア 協力支援活動

諸外国の軍隊等に対する物品及び役務（補給、輸送、修理・整備、医療、通信、空港・港湾業務、基地業務、宿泊、保管、施設の利用、訓練業務及び建設）の提供

なお、重要影響事態安全確保法と同様、武器の提供は行わないものの、「弾薬の提供」と「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備」を実施できることとしている。

イ 搜索救助活動

ウ 船舶検査活動（船舶検査活動法に規定するもの）

これまでは、周辺事態においてのみ船舶検査活動を実施し得るものとされていた³⁰。しかし、船舶検査活動法が制定された00（平成12）年以降、国際社会において、大量破壊兵器や国際テロ組織の武器などの国境を越えた移動といった国際的脅威に対処するための船舶による検査活動の例が積み重ねられてきていることにかんがみ、国際平和支援法に規定する国際平和共同対処事態においても船舶検査活動が実施できることとした。

(3) 武力行使との一体化に対する回避措置など

他国の武力の行使との一体化を回避するとともに、自衛隊員の安全を確保するため、次の措置を規定

- 「現に戦闘行為が行われている現場」では活動を実施しない。ただし、遭難者が既に発見され、救助を開始しているときは、部隊等の安全が確保される限り当該遭難者にかかる搜索救助活動を継続できる。
- 自衛隊の部隊等の長などは、活動の実施場所又はその近傍において戦闘行為が行われるに

至った場合、又はそれが予測される場合には活動の一時休止などを行う。

- 防衛大臣は実施区域を指定し、その区域の全部又は一部において、活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合などには、速やかにその指定を変更し、又は、そこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

(4) 国会承認

事前の国会承認については例外なく求め、各議院の議決に7日以内（国会の休会中の期間を除く。）の努力義務を設けた。また、対応措置の開始から2年を超える場合には再承認が必要としている。

(5) 武器使用権限

国際平和共同対処事態に際しての協力支援活動としての役務の提供又は搜索救助活動の実施において、自衛官は、いわゆる「自己保存型の武器使用」が可能である。また、宿営地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる諸外国の軍隊等の要員と共同して、武器を使用することができる。

2 国際平和協力業務

1992（平成4）年に制定された国際平和協力は、わが国が国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与するため、国際連合平和維持活動（国連PKO）、人道的な国際救援活動、国際的な選挙監視活動の3つの活動に対し、適切かつ迅速な協力を行うための体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置等を講ずることとしていた。また、これらの活動への参加に当たっての基本方針として、**いわゆるPKO「参加5原則」**が規定されている。

法制定当時は、国連が統括する国連PKOの枠組みのもとで伝統的な国家間紛争における停戦監視などを実施することを想定していた。しかし、

³⁰ 船舶検査活動法の制定当時、周辺事態の場合以外における船舶検査活動の実施については、別途の検討課題として位置付けていた（00（平成12）年11月28日 参議院外交防衛委員会 河野外務大臣（当時）答弁）。

国際社会が対処する紛争の性質が国内における衝突や、国家間の武力紛争と国内における衝突の混合型へと変化したことを受け、国際的な平和協力活動においても、紛争当事国の国造りに対する支援やこれを実施するために必要な安全な環境の創出が重要な役割となってきている。また、国連が統括しない枠組みでも国際的な平和協力活動が幅広く実施されるようになった³¹。

こうした国際的な平和協力活動の多様化や質的变化を踏まえ、先般の法改正では、わが国として国際協調主義に基づく「積極的平和主義」のもと、国際社会の平和と安定により一層貢献するため、国連PKO等において実施できる業務の拡充や武器使用権限の見直しなどを行うとともに、国連が統括しない人道復興支援や安全確保などの活動（「国際連携平和安全活動」）にも十分かつ積極的に参加することができるよう、同活動にかかる規定を新設した。

(1) 参加要件

ア 国連PKO

参加5原則の枠組みを維持しつつ、いわゆる「安全確保業務」及びいわゆる「駆け付け警護」の実施に当たっては、国連PKO等の活動が行われる地域の属する国などの受入れ同意について、当該業務などが行われる期間を通じた安定的維持を要件とした。

イ 国際連携平和安全活動

これまでの3つの活動（国連PKO、人道的な国際救援活動、国際的な選挙監視活動）に加えて協力が可能とされた国際連携平和安全活動は、その性格、内容などが国連PKOと類似したものであるため参加5原則を満たしたうえで、次のいずれかが存在する場合に参加可能とした。

- ① 国連の総会、安全保障理事会又は経済社会理事会が行う決議
- ② 次の国際機関が行う要請
 - 国連
 - 国連の総会によって設立された機関又は国連の専門機関で、国連難民高等弁務官事務所

その他政令で定めるもの

- 当該活動にかかる実績若しくは専門的能力を有する国連憲章第52条に規定する地域的機関又は多国間の条約により設立された機関で、欧州連合その他政令で定めるもの
- ③ 当該活動が行われる地域の属する国の要請（国連憲章第7条1に規定する国連の主要機関のいずれかの支持を受けたものに限る）

(2) 業務内容

国連PKO等における業務について、これまでの停戦監視、被災民救援などの業務に加え、主に次の業務を追加・拡充した。

- 防護を必要とする住民、被災民などの生命、身体及び財産に対する危害の防止及び抑止その他特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護（いわゆる「安全確保業務」）の追加
- 活動関係者の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護（いわゆる「駆け付け警護」）の追加
- 国の防衛に関する組織などの設立又は再建を援助するための助言又は指導などの業務の拡充

KEY WORD

いわゆるPKO「参加5原則」とは

①紛争当事者間で停戦の合意が成立していること、②国連平和維持隊が活動する地域の属する国及び紛争当事者が当該国連平和維持隊の活動及び当該国連平和維持隊へのわが国の参加に同意していること、③当該国連平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること、④上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、わが国から参加した部隊は撤収することができること、⑤武器使用は要員の生命などの防護のための必要最小限のものを基本とすること。なお、先般の法改正に伴い、⑤については、「受け入れ同意が安定的に維持されると認められる場合、いわゆる「自己保存型の武器使用」及び自衛隊法第95条（武器等防護のための武器使用）を超えるものとして、いわゆる「安全確保業務」及びいわゆる「駆け付け警護」の実施に当たり武器使用が可能」とされた。

31 欧州連合の要請に基づいて実施されたアチェ監視ミッション（AMM）や、国連事務総長の支持があり、領域国の要請に基づいて実施されたソロモン諸島地域支援ミッション（RAMSI）などがある。

- 活動を統括・調整する組織において行う業務の実施に必要な企画、立案、調整又は情報の収集整理（司令部業務）の拡充

(3) 武器使用権限

ア 自己保存型の武器使用権限の拡充（宿営地の共同防護）

国連PKOなどの宿営地は、参加国の要員が宿営地外で活動するとき以外の生活の拠点であり、宿営地はその中に所在する者の生命又は身体の安全を図るいわば最後の拠点である。宿営地への襲撃など不測の事態においては、当該宿営地に宿営する自衛官がたとえ直接的な攻撃の対象とはなっていないなくても、当該自衛官と他国の要員が相互に連携して防護し合い、共通の危険に対処することが不可欠となる。このことを踏まえ、先般の法改正では、いわゆる「自己保存型の武器使用」として、宿営地に宿営する者の防護という目的での武器使用を認めることとした³²。

イ いわゆる「駆け付け警護」のための武器使用権限

いわゆる「駆け付け警護」を行う場合は、その業務を行うに際し、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器の使用を認めることとした（ただし、人への危害が許容されるのは、正当防衛・緊急避難に該当する場合のみ）。

ウ いわゆる「安全確保業務」のための武器使用権限

いわゆる「安全確保業務」を行う場合は、その業務を行うに際し、自己若しくは他人の生命、身体若しくは財産の防護又はその業務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器の使用を認めることとした（ただし、人への危害が許容されるのは、正当防衛・緊急避難に該当する場合のみ）。

的に必要と判断される限度で武器の使用を認めることとした（ただし、人への危害が許容されるのは、正当防衛・緊急避難に該当する場合のみ）。

(4) 国会承認

これまでの自衛隊の部隊等が行う停戦監視業務に加え、いわゆる「安全確保業務」についても事前の国会承認を原則とした（閉会中や衆議院が解散されている場合の事後承認は可）。

(5) 隊員の安全確保

隊員の安全配慮規定を追加するとともに、実施要領において規定すべき事項に隊員の安全を確保する措置を追加した。

(6) その他の主要な改正事項

- 自衛官の国連への派遣（国連PKOの司令官などの派遣）

国連の要請に応じ、国連の業務であって、国連PKOに参加する自衛隊の部隊等又は外国軍隊の部隊により実施される業務の統括に関するものに従事させるため、内閣総理大臣の同意を得て、自衛官を派遣することを可能³³とした。

- 大規模災害に対処する米軍等に対する物品又は役務の提供³⁴

自衛隊の部隊等と共に同一の地域に所在して大規模な災害に対処する米国・オーストラリアの軍隊から応急の措置として要請があった場合は、国際平和協力業務などの実施に支障のない範囲で、物品又は役務の提供を可能とした³⁵。

3 国際緊急援助活動

海外の地域、特に開発途上にある地域において大規模な災害などが発生し、被災国政府又は国際機関からの派遣の要請があった場合に、外務大臣

³² 最後の拠点である宿営地を防護する武装した要員は、いわば相互に身を委ねあって対処する関係にあるといった特殊な事情が存在するため、自己保存型の武器使用権限が認められる。

³³ この自衛官の派遣は、派遣される自衛官が従事することとなる業務にかかる国連PKOが行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該国連PKOが行われることについての同意（紛争当事者が存在しない場合にあっては、当該国連PKOが行われる地域の属する国の同意）が当該派遣の期間を通じて安定的に維持されると認められ、かつ、当該派遣を中断する事情が生ずる見込みがないと認められる場合に限ることとしている。

³⁴ 10（平成22）年のハイチ大震災を受け、防衛省・自衛隊はハイチPKO（MINUSTAH）に参加したが、ハイチにおいて国連PKOの枠外で災害救援活動に従事する米軍に対し、国内法上の根拠が存在せず、物品役務の提供を見送ったことがある。

³⁵ 17（平成29）年6月の国際平和協力法の改正により、英国の軍隊も対象に含めることとされた。

は、派遣が適当であると認めるときは、要請の内容などを勘案して防衛省を含む関係行政機関の長及び国家公安委員会と協議を行う。

外務大臣は、上記の協議を行った場合において、特に必要があると認めるときは、自衛隊の部

隊などによる活動に関し、協力を求めるため、防衛大臣と協議を行う。

防衛大臣は、協議に基づき、自衛隊の部隊などに、救助活動、医療活動、人員又は物資の輸送を行わせることができる³⁶。

6 ■ その他の平和安全法制の整備における改正点

1 国家安全保障会議設置法の改正

審議事項として、存立危機事態への対処及び国際平和共同対処事態への対処に関する重要事項などを追加し、周辺事態に関する審議事項を重要影響事態に関する審議事項に改めた。また、必ず審議しなければならない事項として、次の事項(いずれも領域国などの受入れ同意の安定的維持などにかかるもの)を明記した。

- 国際平和協力業務のうち、いわゆる「安全確保業務」又はいわゆる「駆け付け警護」の実施にかかる実施計画の決定及び変更
- 国連PKOに参加する各国の部隊により実施される業務の統括業務に従事するための自衛官(司令官など)の国連への派遣

- 在外邦人等の警護・救出などの保護措置の実施

Q 参照 II部1章3節1項(国家安全保障会議)

2 国外犯処罰に関する規定の新設

先般の法改正により、国外における自衛隊の任務が拡大することから、国外における自衛隊の活動の規律・統制をより適切に確保する必要がある。

このため、国外における①上司の職務上の命令に対する多数共同しての反抗及び部隊の不法指揮、②防衛出動命令を受けた者による上官の命令に対する反抗・不服従などについて処罰規定を設けた。

解説

戦争に巻き込まれるリスクについて

COLUMN

わが国が憲法第9条のもとで許容される自衛の措置として「武力の行使」を行うには、大変厳格な要件である新三要件を満たさなければなりません。これは世界的にも例のない非常に厳しい要件であり、憲法上の明確な歯止めとなっています。そして、実際に「武力の行使」を行うため、自衛隊に防衛出動を命ずるに際しては、原則事前に国会の承認を求めることとなります。このように、憲法と国会が制定した法律に従って自衛隊は活動を行うことになるので、自衛隊による「武力の行使」が際限なく広がり、わが国の意に反して他国の戦争に巻き込まれるということは決してありません。

加えて、平和安全法制により、日米同盟はわが国の平和と安全のために一層機能するようになります。そして、それを世界に発信することによって、紛争を未然に防止する力、すなわち抑止力は更に高まり、わが国が攻撃を受けるリスクは一層下がっていきます。また、わが国が更に国際社会と連携して地域や世界の平和維持、発展のために協力していくことが可能となり、それにより世界は平和になっていくと考えます。

³⁶ 被災国内において、治安の状況などによる危険が存在し、国際緊急援助活動又はこれにかかる輸送を行う人員の生命、身体、当該活動にかかる機材などを防護するために武器の使用が必要と認められる場合には、国際緊急援助隊を派遣しないこととしている。したがって、被災国内で国際緊急援助活動などを行う人員の生命、身体、当該活動にかかる機材などの防護のために、当該国内において武器を携行することはない。

解説

自衛隊の任務について

COLUMN

防衛省・自衛隊も国の行政機関の一つであり、各種任務の遂行に当たっては、法律上の根拠が必要であることは言うまでもありません。防衛省の所掌事務については、防衛省設置法に規定されており、同法第5条により、自衛隊の任務や行動、権限などは、自衛隊法の定めるところによることとされています。このため自衛隊法には、各種事態などに際し、自衛隊はどのような手続きに則って何ができるのかということが、いわばインデックスのような形で列挙されています。

自衛隊の任務は、自衛隊法第3条の規定により、「主たる任務」（同条第1項）と「従たる任務」（同条第1項及び第2項）に分けることができます。わが国を防衛するために行う防衛出動が「主たる任務」に該当し、これは唯一自衛隊のみが果たすことのできる任務です。

「従たる任務」には、「必要に応じ、公共の秩序の維持に当たる」ためのもの（いわゆる第1項の「従たる任務」）と、「主たる任務の遂行に支障を生じない限度」において、「別に法律で定めるところにより」実施するもの（いわゆる第2項の「従たる任務」）の2つがあります。前者については、警察機関のみでは対処困難な場合に自衛隊が対応する任務である治安出動や海上における警備行動のほか、弾道ミサイル等に対する破壊措置、領空侵犯に対する措置などが含まれます。後者には、重要影響事態に対応して行う活動（後方支援活動）、国際平和協力活動（国際平和協力業務や国際緊急援助活動）、国際平和共同対処事態に対応して行う活動（協力支援活動等）があります。そして、これら「主たる任務」と「従たる任務」を合わせたものを「本来任務」と呼んでいます。

なお、自衛隊が長年にわたって培ってきた技能、経験、組織的な機能などを活用することが適当であるとの判断から自衛隊が行うこととされたものについては、「本来任務」に対して「付随的な業務」と呼ばれており、国賓等の輸送や教育訓練等の受託、運動競技会に対する協力などがあります。

自衛隊の任務に関する概念図

